

能登町介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 介護予防訪問型サービス
  - 第1節 基本方針（第3条）
  - 第2節 人員に関する基準（第4条・第5条）
  - 第3節 設備に関する基準（第6条）
  - 第4節 運営に関する基準（第7条－第40条）
- 第3章 介護予防いきいきヘルプサービス
  - 第1節 基本方針（第41条）
  - 第2節 人員に関する基準（第42条・第43条）
  - 第3節 設備に関する基準（第44条）
  - 第4節 運営に関する基準（第45条－第50条）
- 第4章 介護予防通所型サービス
  - 第1節 基本方針（第51条）
  - 第2節 人員に関する基準（第52条・第53条）
  - 第3節 設備に関する基準（第54条）
  - 第4節 運営に関する基準（第55条－第68条）
- 第5章 介護予防いきいきデイサービス
  - 第1節 基本方針（第69条）
  - 第2節 人員に関する基準（第70条・第71条）
  - 第3節 設備に関する基準（第72条）
  - 第4節 運営に関する基準（第73条－第77条）
- 第6章 介護予防短期集中型通所サービス
  - 第1節 基本方針（第78条）
  - 第2節 人員に関する基準（第79条・第80条）
  - 第3節 設備に関する基準（第81条）
  - 第4節 運営に関する基準（第82条－第88条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6及び能登町介護予防・日常生活支援

総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第12条第4項の規定に基づき、実施要綱第4条第1項に規定する介護予防・生活支援サービス（以下「介護予防・生活支援サービス」という。）を実施する事業者の指定及び届出に係る人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

- 第2条 指定事業者（介護保険法（平成9年法律第1123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項の指定又は第115条の45の6第1項の指定の更新を受けた者をいう。以下同じ。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定事業者は、介護予防・生活支援サービスを運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、町、他の介護予防・生活支援サービスを実施する者（以下「介護予防・生活支援サービス事業者」という。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

## 第2章 介護予防訪問型サービス

### 第1節 基本方針

- 第3条 介護予防訪問型サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

- 第4条 介護予防訪問型サービスを行う者（以下「指定介護予防訪問型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問型サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（介護予防訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。
- 2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪

問型サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。）第5条による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問型サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防訪問介護（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号又は第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における介護予防訪問型サービス及び指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項に規定する利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項に規定するサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるものであつて、専ら介護予防訪問型サービスに従事するものをもって当てなければならない。ただし、利用者に対する介護予防訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（能登町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年能登町条例第37号。以下「地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は

指定夜間対応型訪問介護事業所（地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問型サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問型サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 指定介護予防訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問型サービスの事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第5条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

第6条 指定介護予防訪問型サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、介護予防訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定介護予防訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問型サービスと訪問介護の事業又は介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防サービス等基準第8条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものと

みなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第25条に規定する重要事項に関する規定の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問型サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けていない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を持って調整するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機と、使用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護予防訪問型サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問型サービス事業者が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方法
- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問型サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、正当な理由なく介護予防訪問型サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、当該指定介護予防訪問型サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防訪問型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメントを行う者（以下「介護予防ケアマネジメント事業者」という。）（以下これらを「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の指定介護予防訪問型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の確認（以下「要支援認定等」という。）の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、前項の介護保険被保険者証に法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護予防訪問型サービスを提供するように努めなければならない。

（要支援認定等の申請に係る援助）

第11条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（これらに相当するサービスを含む。以下「介護予防支援等」という。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第12条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する法律（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者との連携）

第13条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービス

を提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第14条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供の開始に際し、利用申込者が省令第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を町に対し届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに沿ったサービスの提供)

第15条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画等に沿った介護予防訪問型サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第16条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者が、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第17条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービス提供の記録)

第18条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービス



を提供した際には、当該介護予防訪問型サービスの提供日及び内容、当該介護予防訪問型サービスについて実施要綱第9条の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第19条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービス(実施要綱第9条の規定により第1号事業支給費が利用者になり当該指定事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。以下同じ)に該当する介護予防訪問型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防訪問型サービスに係る第1号事業に要する費用から当該指定介護予防訪問型サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防訪問型サービスに係る第1号事業支給費との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において介護予防訪問型サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定介護予防訪問型サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第20条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問型サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した介護予防訪問型サービスの内容、費用の額その他必要と認めら

れる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第21条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問型サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する町への通知)

第22条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護予防訪問型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時の対応)

第23条 訪問介護員等は、現に介護予防訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第24条 指定介護予防訪問型サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問型サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問型サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問型サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 介護予防訪問型サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。

(4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同

じ。) に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第25条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防訪問型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第26条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第27条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防訪問型サービスを提供できるよう、指定介護予防訪問型サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所ごとに、当該指定介護予防訪問型サービス事業所の訪問介護員等によって介護予防訪問型サービスを提供しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第28条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第29条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所の見やすい場所に、第25条に規定する重要事項に関する規定の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 指定介護予防訪問型サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、当該指定介護予防訪問型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第31条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第32条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防支援事業等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第33条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、提供した介護予防訪問型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応す

るために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、提供した介護予防訪問型サービスに関し、法第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問型サービス事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問型サービス事業者は、提供した介護予防訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防訪問型サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第34条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防訪問型サービスに関する利用者からの苦情に対して町が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町は実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第35条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際

して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第36条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防訪問型サービスの会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第37条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第22条に規定する町への通知に係る記録
- (3) 第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第35条第2項に規定する事故の状況に際して採った処置についての記録
- (5) 第39条第2号に規定する介護予防訪問型サービス計画

(介護予防訪問型サービスの基本取扱方針)

第38条 介護予防訪問型サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、自らその提供する介護予防訪問型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

- 5 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(介護予防訪問型サービスの具体的取扱方針)

第39条 訪問介護員等の行う介護予防訪問型サービスの方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通ずる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「介護予防訪問型サービス計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 介護予防訪問型サービス計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、介護予防訪問型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、介護予防訪問型サービス計画を作成した際には、当該介護予防訪問型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、介護予防訪問型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対

応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

- (9) サービス提供責任者は、介護予防訪問型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問型サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問型サービス計画の変更について準用する。

（介護予防訪問型サービスの提供に当たっての留意点）

第40条 介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防訪問型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7項に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、介護予防訪問型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定介護予防訪問型サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

### 第3章 介護予防いきいきヘルプサービス

#### 第1節 基本方針



第41条 介護予防いきいきヘルプサービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援（身体介護を除く。）を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

（従事者等の員数）

第42条 介護予防いきいきヘルプサービスを行う者（以下「指定介護予防いきいきヘルプサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防いきいきヘルプサービス事業所」という。）ごとに置くべき従事者（介護予防いきいきヘルプサービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、指定介護予防いきいきヘルプサービス事業所の運営に必要な数とする。

2 指定介護予防いきいきヘルプサービス事業者は、指定介護予防いきいきヘルプサービス事業所ごとに、従業者のうち、当該指定介護予防いきいきヘルプサービス事業所の運営に必要な数以上の者を訪問事業責任者としなければならない。

（管理者）

第43条 指定介護予防いきいきヘルプサービス事業者は、指定介護予防いきいきヘルプサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者をおかななければならない。ただし、指定介護予防いきいきヘルプサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防いきいきヘルプサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

#### 第3節 設備に関する基準

第44条 指定介護予防いきいきヘルプサービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、介護予防いきいきヘルプサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防いきいきヘルプサービス事業者が指定訪問介護事業者、指定介護予防訪問介護事業者又は指定介護予防訪問型サービス事業者の指

定を併せて受け、かつ、介護予防いきいきヘルプサービスと訪問介護の事業、介護予防訪問介護の事業又は介護予防訪問型サービスとが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防サービス等基準第8条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

第45条 指定介護予防いきいきヘルプサービス事業所の管理者は、当該指定介護予防いきいきヘルプサービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防いきいきヘルプサービス事業所の管理者は、当該指定介護予防いきいきヘルプサービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 訪問事業責任者（第42条第2項の訪問事業責任者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 介護予防いきいきヘルプサービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。

(4) 従業者（訪問事業責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(5) 従業者の業務の実施状況を把握すること。

(6) 従業者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(7) 従業者に対する研修、技術指導等を実施すること。

(8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(生活援助の総合的な提供)

第46条 指定介護予防いきいきヘルプサービス事業者は、介護予防いきいきヘルプサービスの運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「生活援助」という。）を常に総合的に提供するもの

とし、生活援助のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(記録の整備)

第47条 指定介護予防いきいきヘルプサービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防いきいきヘルプサービス事業者は、利用者に対する介護予防いきいきヘルプサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 介護予防いきいきヘルプサービス計画（第49条第2号において作成した場合に限る。）

(2) 第50条において準用する第18条第2項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録

(3) 第50条において準用する第22条に規定する町への通知に係る記録

(4) 第50条において準用する第33条の第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第50条において準用する第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(介護予防いきいきヘルプサービスの基本取扱方針)

第48条 介護予防いきいきヘルプサービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防いきいきヘルプサービス事業者は、自らその提供する介護予防いきいきヘルプサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防いきいきヘルプサービス事業者は、介護予防いきいきヘルプサービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防いきいきヘルプサービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防いきいきヘルプサービス事業者は、介護予防いきいきヘルプサービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよ

う適切な働きかけに努めなければならない。

- 6 介護予防いきいきヘルプサービスの提供時間は、1回当たり60分程度とするものとする。

(介護予防いきいきヘルプサービスの具体的取扱方針)

第49条 従業者の行う介護予防いきいきヘルプサービスの方針は、第41条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防いきいきヘルプサービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通ずる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 訪問事業責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防いきいきヘルプサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「介護予防いきいきヘルプサービス計画」という。）を必要に応じ作成するものとする。
- (3) 介護予防いきいきヘルプサービス計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 訪問事業責任者は、介護予防いきいきヘルプサービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 訪問事業責任者は、介護予防いきいきヘルプサービス計画を作成した場合は、当該介護予防いきいきヘルプサービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 介護予防いきいきヘルプサービスの提供に当たっては、介護予防いきいきヘルプサービス計画を作成した場合にあっては、当該介護予防いきいきヘルプサービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 介護予防いきいきヘルプサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 介護予防いきいきヘルプサービスの提供に当たっては、介護技術の

進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(9) 訪問事業責任者は、介護予防いきいきヘルプサービス計画を作成した場合にあっては、当該介護予防いきいきヘルプサービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防いきいきヘルプサービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防いきいきヘルプサービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防いきいきヘルプサービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとし、介護予防いきいきヘルプサービス計画を作成していない場合にあってはサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した介護予防支援事業者等に報告するものとする。

(10) 訪問事業責任者は、モニタリングを行った場合は、当該モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(11) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果又は第9号の規定による報告の内容を踏まえ、必要に応じて介護予防いきいきヘルプサービス計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防いきいきヘルプサービス計画の変更について準用する。

(準用)

第50条 第7条から第23条まで、第25条、第27条から第36条まで及び第40条の規定は、介護予防いきいきヘルプサービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問型サービス事業者」とあるのは「指定介護予防いきいきヘルプサービス事業者」と、「介護予防訪問型サービス」とあるのは「介護予防いきいきヘルプサービス」と、「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「指定介護予防訪問型

サービス事業所」とあるのは「指定介護予防いきいきヘルプサービス事業所」と、第7条及び第29条中「第25条」とあるのは「第50条において準用する第25条」とそれぞれ読み替えるものとする。

#### 第4章 介護予防通所型サービス

##### 第1節 基本方針

第51条 介護予防通所型サービスは、その利用者が可能なかぎりその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

##### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第52条 介護予防通所型サービスを行う者（以下「指定介護予防通所型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所型サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 介護予防通所型サービスの提供日ごとに、介護予防通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該介護予防通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されているために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 介護予防通所型サービスの単位ごとに、専ら当該介護予防通所型サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 介護予防通所型サービスの単位ごとに、当該介護予防通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該介護予防通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所型サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者（当該指定介護予防通所型サービス事業者が、指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型通所介護事業者（地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下

同じ。)又は介護予防通所介護事業者(旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所型サービスと指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業、指定地域密着型通所介護(地域密着型サービス基準条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業又は指定介護予防通所介護(旧指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における介護予防通所型サービス及び指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人をを超える場合にあつては15人をを超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定介護予防通所型サービス事業所の利用定員(当該指定介護予防通所型サービス事業所において同時に介護予防通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以上以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、介護予防通所型サービスの単位ごとに、当該介護予防通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該介護予防通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(第2項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該介護予防通所型サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の介護予防通所型サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の介護予防通所型サービスの単位は、介護予防通所型サービスで

あってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所型サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所型サービスの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで、地密着型サービス基準条例第59条の3第1項から第7項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第53条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

第54条 指定介護予防通所型サービス事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに介護予防通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

#### (1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。



イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該介護予防通所型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する介護予防訪問型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所型サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に介護予防訪問型サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとする。
- 5 指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所型サービスの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで、地密着型サービス基準条例第59条の5第1項から第3項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

（利用料の受領）

第55条 指定介護予防通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護予防通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防通所型サービスに係る第1号事業に要する費用から当該指定介護予防通所型サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防通所型サービスに係る第1号事業支給費との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所型サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、介護予防通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、指定居宅サービス等基準第96条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所型サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

第56条 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、指定介護予防通所型サービス事業所の従業者の管理及び介護予防通所型サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防通所型サービス事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第57条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防通所型サービスの利用定員
- (5) 介護予防通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域

- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第58条 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防通所型サービスを提供できるよう、指定介護予防通所型サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所ごとに、当該指定介護予防通所型サービス事業所の従業者によって介護予防通所型サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所型サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第59条 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用定員を超えて介護予防通所型サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第60条 指定介護予防通所型サービス事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行われなければならない。

(衛生管理等)

第61条 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、当該指定介護予防通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第62条 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家

族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定介護予防通所型サービス事業者は、第54条第4項の指定介護予防通所型サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第63条 指定介護予防通所型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2) 第65条第2号に規定する介護予防通所型サービス計画

(3) 第68条において準用する第18条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第68条において準用する第22条の規定による町への通知に係る記録

(5) 第68条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(介護予防通所型サービスの基本取扱方針)

第64条 介護予防通所型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、自らその提供する介護予防通所型サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機

能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(介護予防通所型サービスの具体的取扱方針)

第65条 介護予防通所型サービスの方針は、第51条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通ずる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、介護予防通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「介護予防通所型サービス計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 介護予防通所型サービス計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画の内容の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、介護予防通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、介護予防通所型サービス計画を作成した際には、当該介護予防通所型サービス計画を利用

者に交付しなければならない。

- (6) 介護予防通所型サービスの提供に当たっては、介護予防通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。
- (7) 介護予防通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 介護予防通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、介護予防通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所型サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防通所型サービス計画の変更について準用する。

（介護予防通所型サービスの提供に当たっての留意点）

第66条 介護予防通所型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメントにおいて把握された課題、介護予

防通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 指定介護予防通所型サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第67条 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っている時においても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第68条 第7条から第16条まで、第18条、第20条、第22条、第23条、第29条から第34条まで及び第36条の規定は、介護予防通所型サービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問型サービス事業者」とあるのは「指定介護予防通所型サービス事業者」と、「介護予防訪問型サービス」とあるのは「介護予防通所型サービス」と、「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「指定介護予防

訪問型サービス事業所」とあるのは「指定介護予防通所型サービス事業所」と、第7条及び第29条中「第25条」とあるのは「第57条」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 第5章 介護予防いきいきデイサービス

### 第1節 基本方針

第69条 介護予防いきいきデイサービスは、その利用者が可能なかぎりその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、その状態等を踏まえながら、他者との交流や自立支援に資する通所サービスを提供することにより、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第70条 介護予防いきいきデイサービスを行う者（以下「指定介護予防いきいきデイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防いきいきデイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従事者の員数は、介護予防いきいきデイサービスの単位ごとに、当該介護予防いきいきデイサービスを提供している時間帯に従業者（専ら当該介護予防いきいきデイサービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該介護予防いきいきデイサービスを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

- 2 指定介護予防いきいきデイサービス事業者は、介護予防いきいきデイサービスの単位ごとに、前項の従業者を常時1人以上当該介護予防いきいきデイサービスに従事させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の介護予防いきいきデイサービスの単位の従業者として従事することができるものとする。
- 4 第1項及び第2項の「介護予防いきいきデイサービスの単位」とは、介護予防いきいきデイサービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。



5 前各項規定にかかわらず、指定介護予防いきいきデイサービス事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定介護予防通所介護事業者又は指定介護予防通所型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防いきいきデイサービスの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業、指定介護予防通所介護の事業又は指定介護予防通所型サービスの事業を一体的に運営している事業所に置くべき従業者の員数は、これらの事業の利用者の数を合計した数について、指定居宅サービス等基準第93条第1項第3号、地密着型サービス基準条例第59条の3第1項第3号又は旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項第3号、第52条第1項第3号に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

(管理者)

第71条 指定介護予防いきいきデイサービス事業者は、指定介護予防いきいきデイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者をおかななければならない。ただし、指定介護予防いきいきデイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該介護予防いきいきデイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

第72条 指定介護予防いきいきデイサービス事業所は、介護予防いきいきデイサービスを提供するために必要な場所及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに介護予防いきいきデイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項の介護予防いきいきデイサービスを提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。
- 3 第1項に規定する設備は、専ら当該介護予防いきいきデイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する介護予防いきいきデイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定介護予防いきいきデイサービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に介護予防いきいきデイサービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとする。
- 5 指定介護予防いきいきデイサービス事業者が指定通所介護事業者、指定

地域密着型通所介護事業者、指定介護予防通所介護事業者又は指定介護予防通所型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防いきいきデイサービスの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業、指定介護予防通所介護の事業又は指定介護予防通所型サービスの事業を一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで、地密着型サービス基準条例第59条の5第1項から第3項まで、旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項、第52条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

##### (利用料の受領)

第73条 指定介護予防いきいきデイサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護予防いきいきデイサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防いきいきデイサービスに係る第1号事業に要する費用から当該指定介護予防いきいきデイサービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防いきいきデイサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防いきいきデイサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防いきいきデイサービスに係る第1号事業支給費との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防いきいきデイサービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、介護予防いきいきデイサービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、指定居宅サービス等基準第96条第4

項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 5 指定介護予防いきいきデイサービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(記録の整備)

第74条 指定介護予防いきいきデイサービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防いきいきデイサービス事業者は、利用者に対する介護予防いきいきデイサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防いきいきデイサービス計画（第77条第2号において作成した場合に限る。）

- (2) 第78条において準用する第18条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 第78条において準用する第22条の規定による町への通知に係る記録

- (4) 第78条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録

- (5) 第78条において準用する第62条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(介護予防いきいきデイサービスの基本取扱方針)

第75条 介護予防いきいきデイサービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防いきいきデイサービス事業者は、自らその提供する介護予防いきいきデイサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定介護予防いきいきデイサービス事業者は、介護予防いきいきデイサービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に

当たらなければならない。

- 4 指定介護予防いきいきデイサービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防いきいきデイサービス事業者は、介護予防いきいきデイサービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
- 6 介護予防いきいきデイサービスの提供時間は、1回あたり5時間以上とするものとする。

(介護予防いきいきデイサービスの具体的取扱方針)

第76条 介護予防いきいきデイサービスの方針は、第69条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防いきいきデイサービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通ずる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防いきいきデイサービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、介護予防いきいきデイサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「介護予防いきいきデイサービス計画」という。）を必要に応じ作成するものとする。
- (3) 介護予防いきいきデイサービス計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画の内容の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定介護予防いきいきデイサービス事業所の管理者は、介護予防いきいきデイサービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定介護予防いきいきデイサービス事業所の管理者は、介護予防いきいきデイサービス計画を作成した際には、当該介護予防いきいきデイサービス計画を利用者に交付しなければならない。

- (6) 介護予防いきいきデイサービスの提供に当たっては、介護予防いきいきデイサービス計画を作成した場合には、当該介護予防いきいきデイサービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。
- (7) 介護予防いきいきデイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 介護予防いきいきデイサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定介護予防いきいきデイサービス事業所の管理者は、介護予防いきいきデイサービス計画を作成した場合には、介護予防いきいきデイサービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防いきいきデイサービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防いきいきデイサービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとし、介護予防いきいきデイサービス計画を作成していない場合にはサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した指定介護予防支援事業者等に報告するものとする。
- (10) 指定介護予防いきいきデイサービス事業所の管理者は、モニタリングを行った場合は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 指定介護予防いきいきデイサービス事業所の管理者は、モニタリングの結果又は第9号の規定による報告の内容を踏まえ、必要に応じて介護予防通所型サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防いきいきデイサービス計画の変更について準用する。

(準用)

第77条 第7条から第16条まで、第18条、第20条、第22条、第23条、第29条から第34条まで、第36条及び第56条から第62条の規定は、介護予防いきいきデイサービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問型サービス事業者」とあるのは「指定介護いきいきデイサービス事業者」と、「介護予防訪問型サービス」とあるのは「介護予防いきいきデイサービス」と、「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「指定介護予防訪問型サービス事業所」とあるのは「指定介護予防いきいきデイサービス事業所」と「指定介護予防通所型サービス事業者」とあるのは「指定介護予防いきいきデイサービス事業者」と「介護予防通所型サービス」とあるのは「介護予防いきいきデイサービス」と、第7条及び第29条中「第25条」とあるのは「第57条」と「第54条第4項」とあるのは「第72条第4項」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 第6章 介護予防短期集中型通所サービス

### 第1節 基本方針

第78条 介護予防短期集中型通所サービスは、その利用者が可能なかぎりその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援のほか専門職による原則3月間（必要に応じ6月間以内）の短期間の集中的な運動器機能向上のための訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第79条 介護予防短期集中型通所サービスを行う者（以下「指定介護予防短期集中型通所サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期集中型通所サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員）の員数は、介護予防短期集中型通所サービスの単位ごとに、当該介護予防短期集中型通所サービスを提供している時間帯に従業者（専ら当該介護予防短期集中型通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該介護予防短期集中型通所サービスを提供している時間数で除して得た数が、利用者の数が10人までの場合にあっては2以上、利用者の数が10人を超える場合にあっては10人を超える部

分の数を5で除して得た数に2を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。ただし、理学療法士等（理学療法士又は作業療法士をいう。以下同じ。）は、1以上の必要数とするものとする。

- 2 指定介護予防短期集中型通所サービス事業者は、介護予防短期集中型通所サービスの単位ごとに、前項の従業者を常時1人以上当該介護予防短期集中型通所サービスに従事させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の介護予防短期集中型通所サービスの単位の従業者として従事することができるものとする。
- 4 第1項及び第2項の「介護予防短期集中型通所サービスの単位」とは、介護予防短期集中型通所サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

（管理者）

第80条 指定介護予防短期集中型通所サービス事業者は、指定介護予防短期集中型通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者をおかななければならない。ただし、指定介護予防短期集中型通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該介護予防短期集中型通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

第81条 指定介護予防短期集中型通所サービス事業所は、介護予防短期集中型通所サービスを提供するために必要な場所及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに介護予防短期集中型通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項の介護予防短期集中型通所サービスを提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。
- 3 第1項に規定する設備は、専ら当該介護予防短期集中型通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する介護予防短期集中型通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定介護予防短期集中型通所サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に介護予防短期集中型通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内

容を当該サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとする。

#### 第4節 運営に関する基準

##### (利用料の受領)

第82条 指定介護予防短期集中型通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護予防短期集中型通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防短期集中型通所サービスに係る第1号事業に要する費用から当該指定介護予防短期集中型通所サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期集中型通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防短期集中型通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防短期集中型通所サービスに係る第1号事業支給費との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期集中型通所サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選択により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、介護予防短期集中型通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、指定居宅サービス等基準第96条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防短期集中型通所サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

##### (記録の整備)

第83条 指定介護予防短期集中型通所サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。



2 指定介護予防短期集中型通所サービス事業者は、利用者に対する介護予防短期集中型通所サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第86条に規定する介護予防短期集中型通所サービス計画

(2) 第89条において準用する第18条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第89条において準用する第22条の規定による町への通知に係る記録

(4) 第89条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第89条において準用する第62条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(介護予防短期集中型通所サービスの基本取扱方針)

第84条 介護予防短期集中型通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防短期集中型通所サービス事業者は、自らその提供する介護予防短期集中型通所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防短期集中型通所サービス事業者は、介護予防短期集中型通所サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者が運動の習慣化を図り、サービス終了後も介護予防に自主的に取り組めるよう働きかけることにより、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防短期集中型通所サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防短期集中型通所サービス事業者は、介護予防短期集中型通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(介護予防短期集中型通所サービスの具体的取扱方針)

第85条 介護予防短期集中型通所サービスの方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防短期集中型通所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通ずる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防短期集中型通所サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、介護予防短期集中型通所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「介護予防短期集中型通所サービス計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 介護予防短期集中型通所サービス計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画の内容の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定介護予防短期集中型通所サービス事業所の管理者は、介護予防短期集中型通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定介護予防短期集中型通所サービス事業所の管理者は、介護予防短期集中型通所サービス計画を作成した際には、当該介護予防短期集中型通所サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 介護予防短期集中型通所サービスの提供に当たっては、介護予防短期集中型通所サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。
- (7) 介護予防短期集中型通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 介護予防短期集中型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定介護予防短期集中型通所サービス事業所の管理者は、介護予防

短期集中型通所サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防短期集中型通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防短期集中型通所サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防短期集中型通所サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

(10) 指定介護予防短期集中型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(11) 指定介護予防短期集中型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防短期集中型通所サービス計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防短期集中型通所サービス計画の変更について準用する。

(介護予防短期集中型通所サービスの提供に当たっての留意点)

第86条 介護予防短期集中型通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定介護予防短期集中型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメントにおいて把握された課題、介護予防短期集中型通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 指定介護予防短期集中型通所サービス事業者は、運動器機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 指定介護予防短期集中型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全

面に最大限配慮すること。

(安全管理体制の等の確保)

第87条 指定介護予防短期集中型通所サービス事業者は、サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定介護予防短期集中型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防短期集中型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防短期集中型通所サービス事業者は、サービスの提供を行っている時においても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第88条 第7条から第16条まで、第18条、第20条、第22条、第23条、第29条から第34条まで、第36条及び第56条から第62条の規定は、介護予防短期集中型通所サービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問型サービス事業者」とあるのは「指定介護短期集中型通所サービス事業者」と、「介護予防訪問型サービス」とあるのは「介護予防短期集中型通所サービス」と、「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「指定介護予防訪問型サービス事業所」とあるのは「指定介護予防短期集中型通所サービス事業所」と「指定介護予防通所型サービス事業者」とあるのは「指定介護予防短期集中型通所サービス事業者」と「介護予防通所型サービス」とあるのは「介護予防短期集中型通所サービス」と、第7条及び第29条中「第25条」とあるのは「第57条」と「第54条第4項」とあるのは「第72条第4項」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行について必要な準備行為は、要綱の施行日前においても行うことができる。